



令和5年度 公的年金からの町県民税の納付 について

65歳以上の方の年金所得に係る町県民税の納付方法について、課税の基礎となる所得等の内訳(町県民税税額決定納税通知書)をご確認いただき、ご不明な点は役場総務課税務係までお問い合わせください。

1. 町県民税は、年金から差し引かれます(特別徴収)ので直接納付は必要ありません。

令和5年4月分については、年金から差し引かれています。(前年度通知済です。)

令和5年6月以降は、記載のとおり年金から差し引かれる予定です。

2. 税額決定納税通知書の見方「例」

年 税 額	66,000円
内 公的年金から特別徴収する額	66,000円
訳 給与から特別徴収する額	円

令和5年度分の町県民税・県民税について、次のとおり年金から特別徴収しますので通知します。

①本年度仮特別徴収税額

あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。
また、仮特別徴収税額の合計が公的年金から特別徴収する額より多い方は、後日、還付通知書を送付します。

年金支払月	仮特別徴収税額
4月	6,800円
6月	6,800円
8月	6,800円

②本年度特別徴収税額

年金支払月	特別徴収税額
10月	15,200円
12月	15,200円
2月	15,200円

1年間の金額です。



③翌年度仮特別徴収税額

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合に、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

年金支払月	仮特別徴収税額
4月・6月・8月	各 11,000円

① 4月に年金から差し引かれています。

② 今後、表示されている時期に年金から差し引かれます。

③ 翌年度分の年金から差し引かれる金額です。

3. 各納期に納める額の算出「例：年税額66,000円」

①令和5年4月、6月、8月の額 6,800円(本年度仮特別徴収税額)

※前年度(令和4年度)の年税額を基に算出されています。

②令和5年10月、12月、令和6年2月の額

$$\frac{【年税額】 - 【仮特別徴収税額】}{3} = \frac{[66,000円 - (6,800円 \times 3回分)]}{3} = \underline{15,200円}$$

※決定した年税額から、仮特別徴収する額を差し引いた残りの税額を3回に分けて納付します。

③翌年度仮特別徴収税額の決定方法について(令和6年4月、6月、8月の額)

前年度年税額の2分の1を3回にわけて納付します。これにより年金から差引かれる納付額の不均衡が解消されることとなります。

$$\frac{【令和5年度年税額】}{2} \div 3 = \frac{(66,000円 \times 1/2)}{3} = \underline{11,000円(翌年度仮特別徴収税額)}$$

年金天引きが中止となる場合があります (町外への転出や税額の変更(一定要件あり)、年金支給停止等)

○特別徴収をできなくなった場合は、納付書による納付や口座振替により納めていただくことになります。

問い合わせ	坂城町役場	〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城 10050
	総務課税務係	電話【代表】0268(82)3111 (内線143・144) 【直通】0268(75)6206